

令和5年度第1回公聴会及び
第1回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年5月24日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和5年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年5月24日（水） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年5月17日（水）
- 5 通知した項目
(1)項目
ア 山口県日本海海区漁場計画について
イ まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について
- 6 出席者
(委員：14名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、藤田 昭夫、若林 敏江、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦、吉村 正義
(県及び事務局)
農林水産部 理事 秋山 公志
水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主任 廣畑 二郎
漁業調整取締班 主査 吉中 強
主任 枝廣 直樹
下関水産振興局 主任 神尾 豊
萩・長門農林水産事務所 主査 松永 善文
主任技師 岡本 訓明
事務局 事務局長 向井 秀
書記 土井 健一
書記 中元 佑香
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:30 終了)

令和5年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年5月24日（水） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年5月17日（水）
- 5 通知した項目
 - (1) 議題
 - 第1号議案 山口県日本海海区漁場計画について（諮問）
 - 第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
 - 第3号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）
 - (2) その他（報告事項）
 - ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）
 - イ 第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
 - ウ 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について
 - エ 令和4年度島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について
 - オ 令和4年度響灘連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

（委員：14名）

濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、藤田 昭夫、若林 敏江、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦、吉村 正義

（県及び事務局）

農林水産部	理事	秋山 公志
水産振興課	課長	澁谷 賢司
	主任	廣畑 二郎
生産振興班	主任	枝廣 直樹
漁業調整取締班	主任	神尾 豊
	主任	松永 善文
下関水産振興局	主任	岡本 訓明
萩・長門農林水産事務所	主任技師	

事務局

事務局長 向井 秀
書記 土井 健一
書記 中元 佑香

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 山口県日本海海区漁場計画について（諮問）

【審議結果】

特に異議はない旨の答申をすることとした。

第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで適当である旨の答申をすることとした。

第3号議案 まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

(2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）水産振興課から説明を受けた。

イ 第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について水産振興課から報告を受けた。

ウ 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づくTAC魚種拡大に向けた調整状況について水産振興課から説明を受けた。

エ 令和4年度島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

オ 令和4年度響灘連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 それでは、ただ今から令和5年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、14名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しており

ますことを報告します。

議事に入ります前に会長から御挨拶をお願いします。

濱本会長

多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。

この3年間、世界各地で様々な行動制限がなされるなど、我々の生活は大きく変わりましたが、ようやく今月の8日、新型コロナウイルスは5類感染症に移行され、季節性インフルエンザと同じ位置づけとなりました。以前の活気あふれる日本になることが期待され、漁業の世界においても、水産物の需要拡大による魚価の向上など、今後、明るい話題が増えることを祈っております。

本日は、今年度、最初の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に替えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

向井事務局長

ありがとうございました。

続きまして、農林水産部 秋山理事からご挨拶を申し上げます。

秋山理事

皆さん、こんにちは。この4月1日に農林水産部理事を拝命しました秋山でございます。

山口県日本海海区漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から本県日本海の海面の総合的な利用と漁業生産力の向上に向けて、委員会指示の発動や県内・隣接県との漁業調整など、日々、御尽力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

会長さんのご挨拶にもございましたけれども、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行され、長く停滞をしていた社会経済活動が再開し、本格的なウィズコロナの段階に入りました。

こうした中、県としましては、本年度は、本県の県政運営指針である「やまぐち未来維新プラン」に沿いまして、施策を本格的に進める重要な年としています。

農林水産部といたしましても、担い手支援日本一の更なる強化や、生産性と持続性を両立した県産水産物の供給体制の強化等の施策展開をさらに進化させ、強い水産業の育成に取り組んでまいります。

どうか、委員の皆様におかれましても、強い水産業の実現に向け、格別の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝、御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

向井事務局長 ありがとうございます。大変恐縮ですが、ここで秋山理事は、所要のため退席させていただきます。

続いて、4月1日付けの県の人事異動により海区漁業調整委員会事務局に参りました職員を紹介させていただきます。

(向井事務局長、吉中書記、枝廣書記、中元書記、下関水産振興局 神尾主任、萩・長門農林水産事務所 松永主査、岡本主任技師を紹介)

向井事務局長 それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長にお願い致します。

濱本会長 議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は水津委員、佃委員にお願いします。

それでは第1号議案「山口県日本海海区漁場計画について」事務局から説明をお願いします。

土井書記 事務局の土井です。

お手元の資料の1ページをお開きください。令和5年5月16日付けで山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がなされております。

内容につきましては、水産振興課から説明いたします。

吉中主査 吉中が説明します。

資料は、令和5年第1回山口県日本海海区漁業調整委員会資料になります。

これの2ページをお開きください。

山口県日本海海区漁場計画の概要について記載しています。

今年度は、共同漁業権、区画漁業権と定置漁業権の切替の年ということで漁場計画の作成を進めております。

漁業法が改正される前までは、漁場計画については、瀬戸内海海区と日本海海区の両方に諮っていましたが、漁業法の改正により海区ごとに漁場計画を諮るという形に変わりましたので、今回は日本海海区の漁場計画について諮問がされたものです。

お手元に分厚い資料で山口県日本海海区漁場計画(案)と同じような形で公示案を配布しています。

漁場計画について詳細が記載されておりますが、全部説明すると時間がかかりますので、現在免許をしている漁業権について変更する部分を主に説明をさせていただきます。

まず2ページの漁場計画の概要です。

現在、共同漁業権の免許件数は、41件免許しておりますが、今回の漁場計画については46件ということで、5件の増加となっております。

次に漁業種類別の漁場計画です。

現在、1種から3種まで合わせて51件の免許をしていますが、今回につきましては、漁場計画数が53件で、2件の増加になります。

これは、※印にあるようにあわび、なまこが特定水産動植物に指定されましたので、それに対応して行くために2件ほど増加しています。続きまして、変更点等です。

まず、漁業の名称ですが、行使実態等から一部の漁場について、対象漁業を削除なり、追加をしております。

例えば、とりがい漁業については行使実態がないため削除をしたり、かきを利用したいということで、かき漁業を追加したりしています。

次は、漁業の時期です。これについては、生育状況等から一部漁場において漁業の時期を変更しております。

例えば、わかめ漁業については、一部地区において、時期を延長しております。

続きまして、漁場の区域です。

2点ほどございます。

まず、一つ目があわび、なまこの採捕実態がある漁場があるのですが、現在、免許がされていません。

そのため、新たに漁場計画を策定しております。

それが、①、②と記載している漁場です。

一つ目が、萩市の羽島礁周辺になります。それともう一つが萩市、長門市の壁岩周辺です。

これについては、資料の6ページをご覧ください。

黄色で色塗りをしているところが、羽島礁です。ここで、あわび、なまこを獲る実態がありますので、今回新たに漁場計画を立てて漁業権を免許して行くものです。

二つ目が、7ページに黄色で着色しているところです。

壁岩周辺に漁業権の穴あき海域がありまして、そこであわび、なまこを獲る実態があるため、漁業権を免許して行こうということで、壁岩周辺を漁場区域として新たに免許をするものです。

8ページをご覧ください。

壁岩の新たな漁業権設定により現状の共同漁業権と重複する部分が出てきます。現状でいいますと共第8号、12号、13号になります。

ここには、1種共同と2種共同が合わせて免許されていますが、今回の計画では、1種共同と2種共同を分離して漁場計画を作成しています。

1種共同については、壁岩と重複するということで、ピンク色で着色していますが、その部分は除いて漁場計画を作成しています。

同じような形で、現共第12号についても、若干ですけど重複する部分を除くこととしています。

10ページ、共第13号についても重複する部分を除くこととしています。

3ページに戻ってください。

3ページの上の方、現共第22号と共第24号です。

角島周辺の鳩島の漁業権です。

11ページをご覧ください。

現共第22号については、ピンク色に着色した部分を含めて免許しています。

その部分が現共第24号と重複して免許されていますので、今回の切替にあたっては、重複している部分を共第22号から除いた形で漁場計画を作成しています。

現共第24号のピンク色の部分について、単独で漁場計画を作成しています。

ピンク色の部分については、現状、あわびとさざえのみ免許していますが、なまこ等を含めて漁場計画を作成しています。

実際、この漁場については、角島漁協と県漁協島戸支店で話をされ、今回の形で漁場計画の要望が出されています。

3ページに戻ってください。

次に区画漁業権と定置漁業権になります。

区画漁業は、現状25件の免許がありますが、今回の漁場計画では19件で6件減少しています。

定置漁業については、現在8件免許していますが、漁場計画は9件で1件増えています。

漁業種類別の件数です。

区画については、1種、2種を免許しています。

1種については、4つ減、2種については操業しないということになしということです。

続いて変更点です。

区画漁業の名称ですが、今まで1漁業権については、1魚種ということで、例えばのり養殖業であれば、のり養殖、わかめ養殖であれば、わかめ養殖といった形で免許してきました。

近年、自然環境の変化に対応する必要があることや新たな養殖の取り組みも進んでいることから漁業現場の創意工夫に柔軟に対応するため、新たに魚種を追加する場合は、新たに免許を受けずに営めるよう、漁業の名称に魚種を冠せずに免許をして行く形にしております。

ただし、くろまぐろにつきましては、厳格な管理が必要ということ

で、くろまぐろ小割養殖業という形で免許をしてゆくこととしています。

4ページをお開きください。

1種、2種の漁業の名称を記載しています。

例えば、藻類養殖業ということであれば、対象種としては、のり、わかめなどが営めますということで、一括りにした形で免許をすることになります。

中段から下の方に新規漁場として区画が3件、定置が1件あります。

漁場の区域の変更については、区画が3件あります。

13ページをご覧ください。

くろまぐろの小割式養殖業ですが、これについては、仙崎の通地先でくろまぐろの小割養殖をやりたいということで漁場計画要望が上がっていますので、漁場計画を作成するものです。

続いて14ページをご覧ください。

六連島です。これまで試験養殖でういの養殖をしてきました。

今回本免許に切り替えるということです。ばふんうに等の養殖を営む予定です。

15ページが、南風泊です。

この場所で、新たにかきの養殖をするということで漁場計画を立てています。

16ページをご覧ください。

定置漁業の新規です。

大井支店になりますが、この漁場では小型定置が営まれています。

魚の通り道の関係から網を沖出しし、生産拡大を図りたいということで、身網の設置水深が27メートル以深となります。

27メートル以深の場合は、定置漁業になるため、定置漁業の漁場計画を立てるものです。

次が17ページです。

これは、今、奈古で魚類養殖をされていますが、区域を拡大して操業したいということで、区域拡大をすることとしています。

18ページをご覧ください。

これも、今、奈古で魚類の小割養殖がされていますが、漁場の区域を移動したいということです。

最後が19ページです。

藻類養殖業ということで、南風泊です。

今までここで、わかめ養殖とかき養殖が半々で操業されていましたが、今回、藻類養殖、わかめ養殖のみをしたいということで、区域を統合して計画しています。

また、5ページに戻ってください。

今回の漁場計画においては、保全沿岸漁場の設定はしないこととし

ています。

漁協が地元調整を行った上で、漁場計画要望を上げてきたものについて漁場計画を立てています。

船舶航行上の支障、公益上の支障については、海保などと調整済みです。

現行免許されている漁業権で漁場計画要望が出されたものについては、漁場計画を樹立しています。

5 ページ、今後のスケジュールについてお話します。

まず、免許申請期間ですが、共同漁業権については、令和5年7月1日から9月30日まで、区画、定置漁業権については、令和5年7月1日から7月31日まで、この間に免許申請をしていただくこととなります。

免許予定日については、共同漁業権については、令和6年1月1日、区画、定置漁業権については、令和5年9月1日を予定しています。

免許の存属期間は、共同漁業権については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間、区画、定置漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間となります。

以上漁場計画について、説明しました。

本日、ご承認がいただければ、5月末までに県のホームページで漁場計画の公示をして行きたいと考えています。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 くろまぐろの新規養殖の漁場計画を出されていますが、ご存じのように天然種苗については、採捕の上限が決まっています。
要望者は、種苗についてどのような考え方を持っていますか。

吉中主査 県の中では、天然種苗の池入れ量は上限が決まっていますので、それを案分するような形になると思います。

中島副会長 人工種苗を考えている訳ではありませんか。

吉中主査 天然種苗です。

濱本会長 他にございますか。

いいですか。

それでは、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

濱本会長

異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない。」と回答することとします。

続いて、第2号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

土井書記

資料の20ページをお開きください。令和5年5月11日付けで山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がなされております。

内容につきましては、水産振興課から説明いたします。

廣畑主任

水産振興課生産振興班の廣畑です。

資料22ページをお開きください。

こちらが、農林水産大臣からの配分通知になります。

本県への配分数量は、1,700トンとなっています。

本日は、この1,700トンの地域管理区分ごとの漁獲可能量の設定等についてご審議をいただきたい。

23ページです。こちらの資料で説明します。

まず知事管理漁獲可能量の設定ですが、根拠法は漁業法となります。手続きですが、5段階あります。

国が都道府県割当数量を決定、知事は県資源管理方針の配分の基準に従って知事管理区分ごとの漁獲可能量を設定、知事は、これについて、関係海区漁業調整委員会に諮問、農林水産大臣がこれを承認、知事は設定した知事管理区分ごとの漁獲可能量を遅滞なく公表といった流れになります。

今回は、この三番目の手続きになります。

設定内容ですが、管理期間は令和5管理年度ということで、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間となります。

都道府県漁獲可能量、県全体の漁獲可能量は農林水産大臣から通知のありました1,700トン。

知事管理区分別漁獲可能量については、中型まき網漁業に県全体の8割であります1,360トン、その他の漁業は現行水準として設定させていただきたいと考えています。

付帯決議について説明します。これについては、毎年同様の付帯決議をいただいています。

資源管理基本方針には、水産庁からの追加配分や他の管理区分から

の数量の融通、24ページに移りまして、翌管理年度からの繰り入れ、これは、令和4管理年度に新設されたものです。こういったものが規定されています。

これらによって知事管理漁獲可能量が増加した場合は、円滑な漁業操業を継続するために、速やかに知事管理漁獲可能量の変更手続きを行い、海区漁業調整委員会には事後報告するという事で了解をいただきたいと考えています。

1,000トンの追加配分のイメージを下の方に載せています。

表の下の方になります。

都道府県漁獲可能量は、1,000トン増加して2,700トン。

知事管理区分の中型まき網漁業については、そのうちの8割、800トンが追加されて、2,160トンというような形で変更されます。

25ページに移ります。こちらは、参考です。

TACの漁獲枠、漁獲実績、消化率の推移です。

山口県の漁獲実績は、年変動が大きく、漁獲が多い年と少ない年があります。

令和3管理年度、下から3番目です。2,089トンの漁獲がありました。

平成20年以降で最多の漁獲量となっています。

山口県の漁獲枠を見ていただきたい。R4管理年度、2,600トンとなっています。

県の当初TACは、1,100トンで設定しましたが、漁獲が多く、管理年度の途中で2回ほど追加配分をしていただいています。

最終的に2,600トンの漁獲枠となっています。

26ページ以降は説明を省略させていただきますが、参考までにまさば対馬暖流系群とごまさば東シナ海系群の資源評価の結果を載せていますので、また、ご覧いただけたらと思います。

本日はご審議のほどよろしく申し上げます。

濱本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長

24ページの上段。翌管理年度からの繰り入れです。

翌管理年度から繰り入れたが、消化しなかった場合、水産庁は、消化しなくても翌管理年度からの繰り入れは消化したのものとして取り扱うということで、問題となっているとの新聞報道を拝見しました。

それが、その後どういう動きになっているのかということが1点。

それから、25ページの漁獲枠、令和4年度であれば、1,100トンから2,600トンに増えています。

これは、翌管理年度からの繰り入れではなくて、多分、水産庁の保留枠と思うが、そのあたりの確認をしたい。

廣畑主任

まず1点目の確認ですが、資源評価の結果、資源量が上方修正された場合に、翌管理年度から前借といった形で配分を受けるものです。

前借はできるが、未消化の場合は返せない。

返せない理由は、科学的な整理ができていないことが理由です。

現状は返せないという取り扱いは変更されていません。

水産庁内でも大きな問題として認識されていまして、今年度以降、戻せるような形になるのか分かりません。

そこは、検討してゆきたいということになっています。

令和4管理年度の追加配分ですが、こちらの方は、資料23ページ。資源管理方針における規定の「③数量明示を受ける管理区分間の合意に基づく配分」という関係者間合意で2回の追加配分を受けています。

中島副会長

前者ですが、シロウトの考えでは翌管理年度分を前借したけど使わなかったということであれば、翌年管理年度で使えるようにするのが常識と思われま

す。このあたり、担当者会議の場等で県として強く主張していただいたらと思います。

廣畑主任

解りました。

濱本会長

他にございませんか。

いいですか。

それでは、第2号議案の諮問について「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第2号議案は「原案のとおりで適当である旨の答申をする」こととします。

続いて第3号議案「まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

土井書記

資料の38ページをお開きください。

委員会指示の経緯ですが、毎年、委員会指示の更新がありますので、ご存じかと思

平成3年頃から、見島八里ヶ瀬漁場において、遊漁船が大量のまき餌によりまぐろを釣るということでマスコミに紹介され、県内外を問わず遊漁船が漁場に集中するようになりました。

当該漁法は、船を固定し、釣糸を200～300m繰り出し、漁場を広く占有するため漁業操業の大きな支障になるとともに、大量のまき餌により漁場の荒廃が危惧されておりまして、平成6年、八里ヶ瀬漁場利用調整協議会が設立され、漁場利用協定が締結されました。

この協定に関しまして、八里ヶ瀬漁場利用調整協議会から協定内容が円滑に履行されるよう承認制を内容とした制度化が要望され、当委員会において、委員会指示により協定の実行を担保することが漁業調整上必要かつ適当であるということから委員会指示が発出され、以後、更新要望が出され、まぐろまきえづり等に対する委員会指示発出と承認を行っています。

令和4年度も46隻の承認実績があります。次ページには今回の要望書を、41ページからは委員会指示（案）を掲載しております。

以上で、説明を終わります

濱本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

よろございますか。

それでは、第3号議案は原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第3号議案は原案のとおり可決されました。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。

資料53ページをご覧ください。

まあじとくろまぐろの令和5管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しましたので、その内容を説明します。

付帯決議ですが、先ほどのさば類の諮問の際に説明しましたが、国からの配分変更、追加配分とか融通配分によって漁獲枠の変更が生じた際には、円滑な漁業操業を継続するため、資源管理方針別紙の配分基準に基づき知事管理漁獲可能量を変更し、変更内容は事後報告させていただくことについて付帯決議をいただいています。

まあじについては、昨年12月15日にいただいております、

くろまぐろについては、今年の3月10日に付帯決議をいただいております。

54ページに移ります。

付帯決議に基づく令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明します。

まず、まあじです。関係者間合意、数量明示での配分を受けている県と大臣管理区分間での合意による追加配分ということで、500トンの追加配分を受けました。

5月18日に県全体は、3,300トン。中型まき網は500トンの8割、400トンの配分を受けまして2,640トンに変更しています。

次にくろまぐろです。令和4管理年度の繰越による追加配分ということで、小型魚については、25.1トン、大型魚については、4.1トンの追加配分を受けました。

5月22日に数量を変更しています。小型魚については、県全体で122.4トン、日本海定置20.6トン、その他は101.7トンに変更しています。

大型魚については、県全体が30.0トン、大型魚漁業については、29.9トンに変更しています。

以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。ございますか。

ないようですので、続いて、報告事項イ「第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。引き続き説明します。

第42回の日本海、九州西広域漁業調整委員会ですが、3月14日に東京で開催されました。

本県からは、中島副会長が出席されています。

議事としては、太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示について、九州、山口北西海域とらふぐに関する委員会指示について、有明海がざみに関する委員会指示について、その他です。

太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示については、従前の指示の内容から大型魚の採捕報告期限と大型魚採捕禁止の公示に係る期間指定の考え方、これは期間ごとに採捕量の上限を定めて、その数量を超えそうになったら採捕禁止の公示を行うというものですが、この2つが変更されています。

大型魚の採捕報告の期限は、10日から5日に期間が短縮されてい

ます。

大型魚採捕禁止の公示に係る期間指定の考え方については、昨年度の採捕実績等を踏まえて4月から5月は5トン、6月から8月は各8トン、9月から12月は5トン、1月から3月は概ね40トンから12月までの採捕数量及び令和4管理年度超過分2.6トン差し引いた数量という形に変更されています。

中島委員からは、昨年度の違反に対する対応について、違反者の自認書の取得、遊漁船業者への指導文書の発出について意見が出されました。

九州、山口北西海域とらふぐに関する委員会指示と有明海がざみに関する委員会指示については、従前どおりの内容で委員会指示が更新されています。

その他のところでは、水産庁から令和5年度の資源管理関係予算と令和5年度以降の委員会について説明がされました。

令和5年度以降の委員会については、報告事項のみの場合は、資料配布のみで対応すること、新たな資源管理措置の検討については、従来の開催時期にこだわらず柔軟に開催して行くことが報告されました。

以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

森澄委員

くろまぐろについては、一応、TAC制度で管理されていますよね。何年間か経てば、見直すのか、TAC制度で今からはずっと管理して行くのかということが分かりません。そのあたりの考え方はどうなっていますか。

廣畑主任

くろまぐろのTAC制度に関することですね。一旦、TAC制度が適用されたら、くろまぐろをその対象から外すというのは難しいと思います。可能性として全くないかということではないと思いますが、国としては、TAC魚種を拡大して数量管理して行くとしていますので、基本的には、TAC制度は継続して行くと思います。

森澄委員

何年かして見直すということではなく、ずっとTAC制度で色々な魚種も追加してTAC制度で管理ということになるということですか。

廣畑主任

この後の報告事項で説明させてもらおうと思います。基本的には、従来の管理はインプット管理でしたが、今後は数量で

管理して行きましょうということですが。

獲って良い量を決めて、それを管理して行こうということですが。

今、MSYということが盛んに言われています。MSY、最大持続的生産量ですね、これを目指して多くの魚種を管理して行くことになっています。

中島副会長 森澄委員さん、一旦TAC対象になれば外れることはまずないと思います。

今回、漁業法の改正を何十年振りかで行っていますよね。

同じような改革がないとTACを廃止することはないでしょう。

ただ、くろまぐろについては、中西部太平洋まぐろ類委員会で枠を決めるため、漁獲枠は変更されます。

どちらかという資源管理で増えているので、枠は増える方向ではあります。

資源評価は2年に1回やりますので、それに合わせて漁獲枠は変わる可能性はあります。

我々としては、それをできるだけ増やしてもらうように、また、TACの枠を有効に活用できるように申し入れて行くしかないと思います。

森澄委員 前回も私が話をしたと思いますが、色々な魚種に与える影響について、なにかデータがあるかということです。調査をしているのかということです。

TAC制度だけで、他の魚は減った時点で考えようというのですか。そのあたりが問題です。

今、漠然といわしやいかが少なくなったと感じていますが、自然界では増えたり、減ったりするのは当たり前ですが、そのあたりのデータはとっているのでしょうか。

まぐろが増えても他に影響はないよということを明らかにしないとイケません。

漁業者もいかが獲れないとすごい危機感を持つ。

くろまぐろの増加が、他の魚種へ影響は与えないというデータがないと地元の漁業者へ説明がつかない。

廣畑主任 ある魚が増えると餌となるものが減ったり、生態系が乱れるというのは、当然あり得ると思います。

そのあたりについては、研究機関の資源評価の際に組み込んでいますが、現状、あまり考慮されていません。

今後、資源評価の精度を上げて、漁獲管理に繋げて行けたら良いと思っています。

森澄委員 機会がある度に、中島副会長に頑張っていたきたい。

中島副会長 関連しますが、広域漁業調整委員会において、いかのTACをするときに、くろまぐろが増えたらどういう風に枠を設定するのかという話はしました。

回答はありませんでしたが、今後、ぜひそのあたりも研究していただいたらと考えています。

我々も言いますが、県もどンドン言って欲しい。

最近、北海道大学の研究だと思うが、さくらますを大量に放流するとさくらますが減るという研究報告が出ています。

それは、当然の話です。さくらますは、他の魚や水棲昆虫を捕食しますので、河川のキャパシティを超えて放流すると共食いとかをせざるを得なくなり、減少する。

極端なことを言うと、海は広いとはいえ同様なことが起こることも考えられます。

そういうことも含めて研究していただきたい。

藤田委員 中島副会長、これは非常に重要なことなので、ぜひ、働きかけをお願いします。

森澄委員が言われたようにまぐろが増えても他の魚が増えても影響がないのかという点を明らかにしないとイケない。

まぐろを増やしていか減ったということでは意味がない。

ぜひ、働きかけをお願いします。

濱本会長 いいですか。次の報告とも関連しますので。

続いて、報告事項ウ「新たな資源管理の推進に向けたロードマップに基づく TAC 魚種拡大に向けた調整状況について」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任 本日は、水産庁が推進しています「水産政策の改革」に基づく「新たな資源管理」に関する現状報告をしたいと思います。

資料は、「水産庁による新たな資源管理について」、A4横の資料をお開きください。

なぜ、新たな資源管理を今、推進するかということです。

水産庁は、漁業者、水産資源の減少を打開するため、平成30年に「水産政策の改革」を発表しました。

水産政策の改革の目標は、漁業者の所得向上、若者の漁業への着業促進が掲げられておまして、これを達成するために、魚と漁業者の収入を増やすために新たな資源管理を推進するとしています。

資料の3ページです。

新たな資源管理として具体的にどのようなことが行われるのか。

従来の規制が禁漁期の設定、漁具の規制など獲る方法の規制でしたが、これに加えて獲る量の規制、いわゆるTAC管理というものが、こちらをやる必要があるということです。

このTAC管理対象魚種が拡大される予定になっています。

4ページをお開きください。

基本的な考え方ですが、TACというのは、最大持続生産量が実現できる親魚の量を目標に定めて、漁獲量をコントロールしてこの目標を達成して行こうという考え方になります。

5ページに移ります。

魚の資源については、増加させる要因と減少させる要因があります。

減少させる要因の中で人為的に管理が可能な漁獲について管理して行きながら親魚を残して資源を安定させようということです。

資料6ページに移ります。

具体的にどんな魚種が対象となって行くのかです。

現在、さばとかあじとか8魚種がTAC魚種となっています。

これに加えて、かたくちいわし、ぶり、さわら、まだいとかの魚種、数十魚種を令和5年度末までに追加することとしています。

最終的に国は日本の漁獲量の8割をTAC管理の枠組みに追加する考えです。

7ページに移ります。

TACの数量については、研究機関による資源評価の結果、資源ごとに何トンという数量が決定されます。

その数量が各区分に配分されます。

漁獲実績の上位8割の区分には、数量明示で配分されます。

山口県で言いますとさば類とかまあじです。

漁獲量の少ない区分、漁獲量上位8割に入らない区分については、現行水準ということで、目安量が示されて漁獲努力量管理が行われます。

山口県で言うと、まいわしとかするめいかが現行水準となっています。

数量明示、現行水準ともに数量管理を行うことに変わりはありません。

数量明示になった場合は、漁獲の上限が設定されるため、追加配分はありますが、厳しい管理が実施されます。

ここで、「TAC候補種に係る今後のスケジュール等について」という資料をご覧ください。

左側に水産資源が記載されています。A3横の資料です。

この表の左側には、TAC候補種の中で、山口県に関連する水産資

源を記載しています。

太文字のところ、さわら瀬戸内海系群、さわら東シナ海系群、とらふぐ日本海、東シナ海・瀬戸内海系群については、シェア率が結構高いです。

このため、数量明示の方向になっています。

TAC管理になった場合、厳しい管理が予想されます。

太文字以外の資源については、今のところ現行水準管理となる予定ですが、今後の漁獲量によっては、数量明示になる可能性もあります。資料の8ページに戻ってください。

TAC管理に向けて、どのように進んで行くかということです。

TAC管理に向けては、3段階に分けて進めて行くこととなります。

まず、第1段階としては、資源評価の公表ということで、資源状態の現状、対応策の発表がされます。

資源評価結果の理解促進を図るために資源評価結果説明が行われます。

第2段階としては、資源管理手法検討部会ということで、有識者と漁業者代表の方が出席する部会です。

国から提案された対応策について、第3段階目に向けて意見、論点を整理します。

第3段階としては、ステークホルダー会議ということで、TAC管理に向けて課題を議論して、具体的な管理方法について整理します。

このステークホルダー会議は、必要に応じて複数回行われます。

ここまで終了すると資源管理方針が策定されまして、正式にTAC魚種に指定されます。

ここでA3の資料、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」をご覧ください。

これが令和2年度からのロードマップになります。

内容については、全部は説明しません。

一番下を見ていただきたい。

「新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。」という記載があります。

最初は、このとおり漁業者の理解と協力を得た上で進めるということでした。

ちょっと元の資料9ページに戻ってください。

「TAC管理のステップアップ」ということで、今年の2月に水産庁から示されました。

スケジュール感を持って進めたい。

なかなかTAC管理が進まないということで、本来であれば、課題とかを議論し、整理してTAC魚種に指定する流れですが、ステップアップの考え方では、先にTAC魚種に指定した後、課題とかを整理

して行きましょうということになっています。

ステップ1から3まであって、段階的に課題を整理して行きながら、最終的には数量管理に移行する。

最初の1、2年は、TAC管理に向けた練習というような形で進めて行くということです。

漁業者の理解を得て進めるというのがTAC管理の基本になると思いますので、県としてもその点について国に意見をして行こうと考えています。

資料10ページです。

TAC管理のまとめになります。

水産庁主導により、漁獲量規制による資源管理対象魚種が今後増加する見込み。

TAC数量の割当数量は、漁獲量の実績に基づき行われることから、漁獲成績報告書等により、漁獲量の実績を報告する必要がある。

TAC指定に向けた議論が行われる過程において、必要な意見を水産庁に行う必要がある。特にステークホルダー会議の場。

TAC移行の状況ですが、日本海側はかたくちいわしとうるめいわしの対馬暖流系群がTAC魚種に追加される予定になっています。

この2つの魚種は、来年の1月からステップアップに載せる方向で現在調整が進んでいます。

いきなり数量管理ということではなく、ステップアップで進んで行って、2年目、3年目で通常のTAC管理になる予定です。

説明は以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

いいですか。では続いて、報告事項エ「令和4年度島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

土井書記

資料の57ページをお開きください。

報告事項エ 第56回島根、山口連合海区漁業調整委員会の結果について報告します。

令和5年3月15日に、島根県浜田合同庁舎で開催されました。

当海区からは、濱本会長、吉村委員、仁保委員、久原委員が出席されています。

議題としては、第1号議案 令和5年度入漁調整について協議されました。

令和5年度の山口県日本海区から島根海区への入漁隻数については、原案どおり承認されています。

一覧表にあるとおり、まき網については9統以内、すくい網については5隻以内、ひき縄釣については30隻以内ということで承認され

ました。

その他としましては、島根県が漁業調整規則を改正するという説明がありました。

その中でひき縄釣り漁業の自由漁業化、特定水産動植物、あわび、なまこ採捕禁止規定の整備、内水面の所要の規定の見直しについて説明がありました。

3月15日に説明がありました改正については、4月15日付で改正施行されています。

以上で報告を終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
いいですか。

それでは、続いて、報告事項オ「令和4年度響灘連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

土井書記

資料の58ページです。

報告事項オ 第3回響灘連合海区漁業調整委員会の結果について、報告します。

令和5年3月23日、小倉リーセントホテルで開催されました。

当海区からは、濱本会長、中島副会長、森澄委員、宇都宮委員が出席されました。

第1号議案山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書については、有効期間を1年とし、従前と同様な内容で更新することについて了承されました。

第2号議案の会長、副会長の互選については、会長に山口県日本海海区の濱本会長、副会長に筑前海区の富重委員が選任されました。

今後2年間、この体制ということになります。

第3号議案その他として事務局から響灘調整に係る行政間協議の経過について報告がされました。

以上で報告を終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
いいですか。

以上を持ちもして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

仁保委員

TACの関係でちょっと戻りますが、いわしもさわらも気になりますが一番気になるのが、ぶりです。

はまちなどから対象になると第2のくろまぐろになる気がします。

見通しとしては、何時ごろからになりますか。

廣畑主任 ぶりについては、第3段階のステークホルダー会議が開催されていません。
 ステークホルダー会議は、最低2回くらいは開催されます。
 そのため、最短でも来年からになると思います。
 今、ステップアップという話をしました。
 先ずTAC魚種に指定して、段階的に通常の管理に進めて行く方法ですが、最初は各都道府県に数量配分をせずに練習しながらやっけて行くという方法です。
 本日、諮問したさば類のような管理になるのは、3年後くらいになると思われます。

中島副会長 定置網については、選択漁獲ができないため、柔軟な方法を取るよう国に働きかけて行く必要があります。
 その点をお願いします。

廣畑主任 はい、わかりました。
 この点については全国共通の課題ですので、あらゆる場で要望して行きたい。

濱本会長 いいですか。それでは、以上を持ちまして本日の委員会を終了します。
 慎重なご審議ありがとうございました。

(14:51 終了)

上記のとおり令和5年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人